

## 第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の目標
- 5 対象とする温室効果ガス



## 1 計画の目的

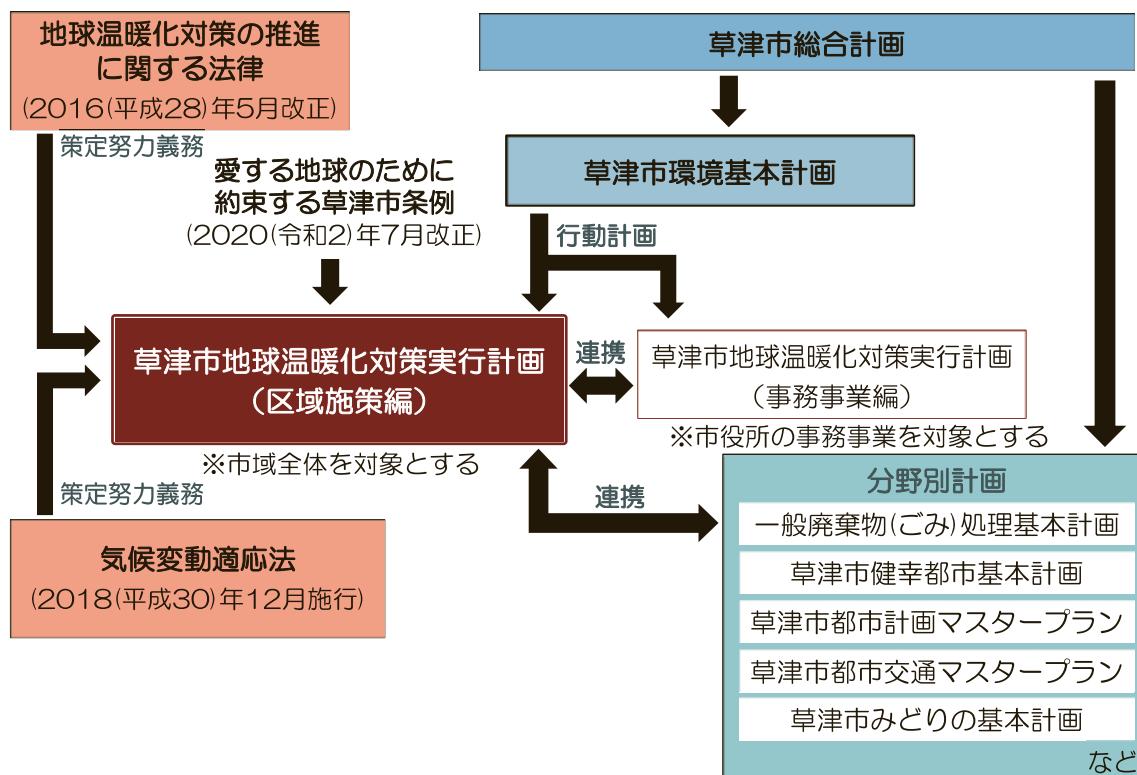
本計画は、温室効果ガス排出削減および吸収促進に向けた取組や気候変動の影響に備える取組を行う各主体（市民、事業者、団体、市）が一丸となって脱炭素社会への転換を図るための行動指針として、まずは低炭素社会の実現に向け、地域の特性を踏まえた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、2017（平成29）年3月に策定した「草津市地球冷やしたいプロジェクト（草津市地球温暖化対策実行計画：区域施策編）（以下、「前計画」という。）」の計画期間の終了を受け、引き続いて取組を推進するための次期計画として策定するものです。

本計画は、上位計画である「草津市総合計画」および「草津市環境基本計画」の行動計画として、さらには、「愛する地球のために約束する草津市条例」に基づく取組をより確かなものとするための計画であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけられるものです。

また、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけられるものです。



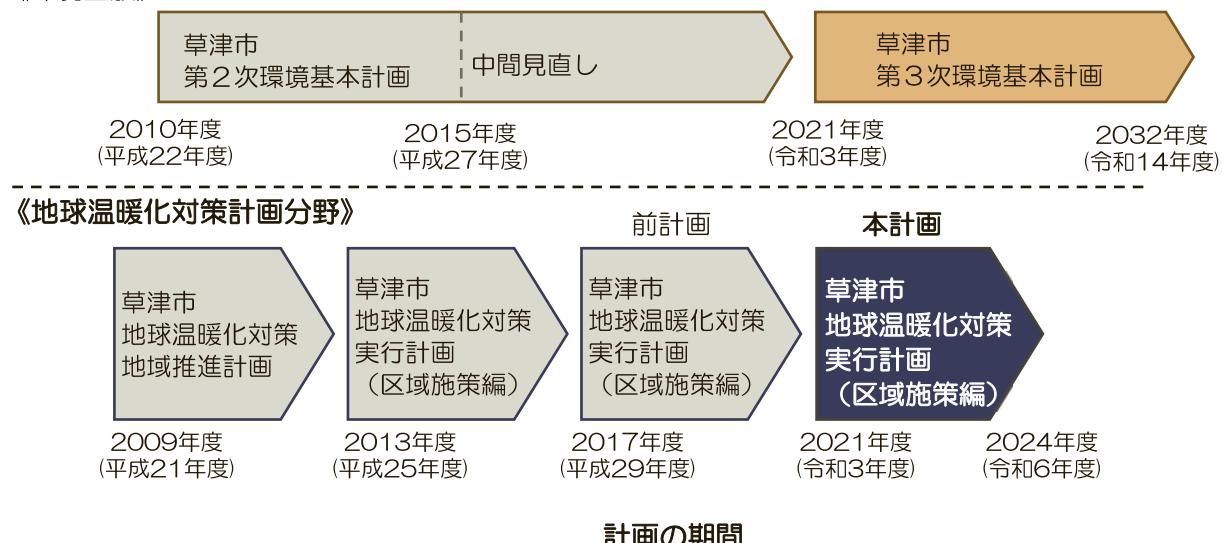
計画の位置づけ

### 3 計画の期間

計画の期間は、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までの4年間とします。

なお、菅内閣総理大臣所信表明演説で温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする表明を受け、国では地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や地球温暖化対策計画の見直しが予定されており、また、県でも「“しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ” ムーブメント」キックオフ宣言が行われており、国や県と整合を図るため、計画の期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

#### 《環境全般》



### 4 計画の目標

#### 〔1〕目標の設定について

草津市の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量については、全国や滋賀県のデータを案分して推計しており、市の取組成果が温室効果ガス排出量に反映されにくくなっています。そのため、本計画では、市独自の温室効果ガス排出削減目標を設定しないこととし、総排出量の削減に向けて次の目標を定めます。

なお、施策の評価については、各事業に目標を設定し、事業の進捗状況に基づき行うものとします。

#### 〔2〕目標

本計画では、温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の削減において、国の中長期的な削減目標および滋賀県の削減目標の達成に寄与することを目標とし、草津市独自の施策を推進することで脱炭素社会への転換を図ります。

#### 〈温室効果ガス削減目標〉

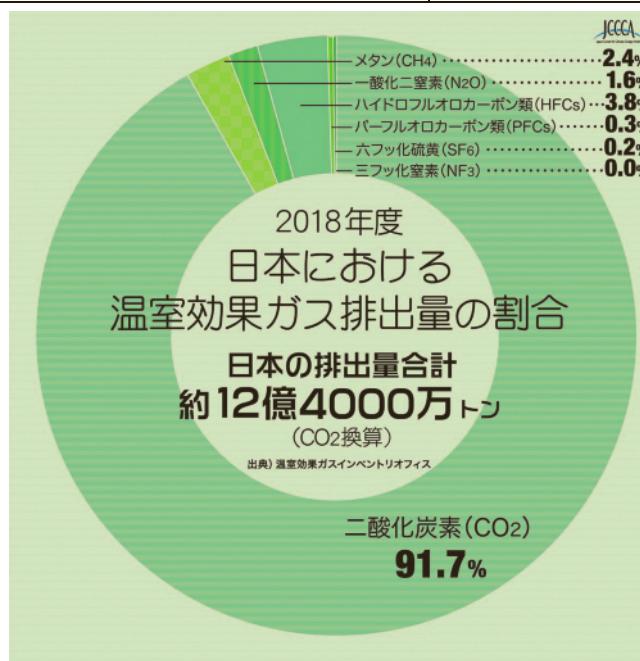


## 5 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化の原因となる以下の7種類の温室効果ガスを対象としますが、特に排出量が多い二酸化炭素を重点とします。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	用途、排出源	主な対策
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	○エネルギー起源 ガソリンや重油、石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、それにより得られた電気の消費など ○非エネルギー起源 セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスなど	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど エコセメントの普及など
メタン(CH <sub>4</sub> )	稻作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	中干しの適期実施など 廃棄物の埋め立て量の削減など
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車の走行、農用地の土壤、家畜排せつ物管理、廃棄物の焼却など	環境にやさしい自動車への乗り換え、施肥量の低減など
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	エアコンや冷蔵庫などの冷媒、スプレー、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など	回収・再利用の推進、代替物質・技術への転換など
パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体の製造プロセスなど	製造プロセスでの回収等、代替物質・技術への転換など
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	半導体の製造プロセス、電気の絶縁体など	半導体：製造プロセスでの回収等、代替物質・技術への転換など 絶縁ガス：機器点検時・廃棄時の回収・再利用など
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体の製造プロセスなど	製造プロセスでの回収等、代替物質・技術への転換など



日本における温室効果ガス別排出量の割合